

# 富山県農泊推進ネットワーク会議 農泊実施地域選定要領

## 第1 趣旨

地域における農泊の取組みを推進するため、富山県農泊推進ネットワーク会議において、農泊実施地域の選定にあたり、必要な事項を定める。

## 第2 選定基準

下記の要件全てを満たした地域を農泊実施地域とする。

- ・ 宿泊、食事、体験の3つのサービスを提供できること
- ・ 個人の活動ではなく、多様な構成員で取組みを行っていること
- ・ 地域の農林漁業に裨益する取組みを行っていること

## 第3 選定手続き

### 1 申請

農泊実施地域の選定を希望する地域は、別記様式1に基づき、関係書類を添えて富山県農泊推進ネットワーク会議 会長あてに申請する。

### 2 選定

富山県農泊推進ネットワーク会議事務局において選定基準に該当しているか審査し、富山県農泊推進ネットワーク会議において選定を行う。選定にあたり、必要に応じて本会議にて意見を聴取する。

### 3 報告

選定した地域は、会議等を通じて会員へ報告する。

## 第4 選定の取り消し

実績調査等により、申請内容に変更があり、要件を満たしていないことが判明した場合は、選定を取り消すことができる。

## 第5 その他

この要領に定めるもののほか、選定に関し必要な事項は別に定める。

## 附則

この要領は、令和4年8月26日から施行する。